

令和5年度

第1回

財政援助団体等監査報告書

指定管理者

社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

所管部課

福祉保健部 介護福祉課

福生市監査委員

# 財政援助団体等監査報告書（指定管理者監査）

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

## 第2 監査の対象

施設名：福生市福祉センター

指定管理者：社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

所管部課：福祉保健部 介護福祉課

## 第3 監査の期間

令和5年12月1日から令和6年2月22日まで

[説明聴取日 令和6年1月19日]

## 第4 監査の主な着眼点及び実施内容

次の点を主眼に、公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を行い、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

### 1 所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

### 2 指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

## 第5 指定管理の概要

### 1 目的

社会福祉法人としての能力を活用することにより、地域住民等に対する福祉サービスの向上及び福祉センターの効率的な管理を行い、地域福祉の一層の増進を図る。

### 2 事業の名称・内容

福祉センター施設指定管理委託  
老人福祉センター事業指定管理委託

### 3 施設の名称

福生市福祉センター  
福生市南田園二丁目13番地1

### 4 指定管理者名・代表者

社会福祉法人 福生市社会福祉協議会  
会長 板寺 正行

### 5 指定期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）

### 6 指定管理委託料

|            |             |              |              |
|------------|-------------|--------------|--------------|
| 令和元年度      | 85,629,332円 | (決算額)        |              |
| (福祉センター施設) | 65,274,332円 | (老人福祉センター事業) | 20,355,000円) |
| 令和2年度      | 95,891,000円 | (決算額)        |              |
| (福祉センター施設) | 71,847,000円 | (老人福祉センター事業) | 24,044,000円) |
| 令和3年度      | 93,372,910円 | (決算額)        |              |
| (福祉センター施設) | 70,825,910円 | (老人福祉センター事業) | 22,547,000円) |
| 令和4年度      | 94,836,000円 | (決算額)        |              |
| (福祉センター施設) | 72,180,000円 | (老人福祉センター事業) | 22,656,000円) |
| 令和5年度      | 96,734,000円 | (見込額)        |              |
| (福祉センター施設) | 73,208,000円 | (老人福祉センター事業) | 23,526,000円) |

## 第6 監査の結果

福生市福祉センターの指定管理者である福生市社会福祉協議会及び所管課について、福生市監査基準（令和2年3月26日決定）に準拠し監査した限りにお

いて、監査の対象となった公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかということについては、重要な点においておおむね認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

## 1 指摘事項

### (1) 報告書の一本化について

基本協定書第31条（事業報告書の提出及び戻入の期限）には、毎年度及び毎月末ごとに年度報告、月例報告について必要事項を記載した事業報告書を提出し、承認を得なければならないと記載がある。実際に提出された福生市福祉センター指定管理業務実績報告書及び月例事業報告書を確認したところ、表紙は異なるものの、添付されている文書は同内容のものであった。事務の効率化及び用紙の使用量削減のためにも、提出書類を一本化するよう検討されたい。

### (2) 令和4年度 事業報告書決算報告書について

福祉センター施設指定管理委託、老人福祉センター事業指定管理委託の資金収支計算書内、その他の活動による収支の箇所において、「事業区分間」「拠点区分間」「サービス区分間」という内部取引の記載が残ったままの状態で見出されていた。内部取引については、法人全体の決算書には載せないというルールになっているが、前年度以前の決算報告書にも記載が残った状態であった。決算報告書を作成する際には、勘定科目の記載内容を、再度慎重に確認されたい。

## 2 意見・要望等

### (1) 災害及び危機管理対応職員マニュアルについて

震災時対応、風水害（気象災害）対応、火災対応、危機管理対応と章立てで作成されているが、マニュアルの作成時期及び改定履歴の記載が無く、それらを確認することができなかった。担当に確認を行ったところ、当初のものは平成21年5月に作成され、令和元年10月の台風19号を受けて令和2年1月に改定されたとの事であった。最近の災害の事象を反映させていることは確認できたが、マニュアル自体にはその旨の記載が見受けられないため、作成日及び改定の履歴を記載されるよう要望する。